

2024年1月17日

横浜刑務所長
小畠 一平 殿

神奈川県弁護士会
会長 島崎 友樹

勧告書

当会は、申立人 A 氏の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講じる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、以下のとおり勧告いたします。

勧告の趣旨

2019年1月9日、申立人が工場へ行くことを拒否し、扉を蹴ったのに対し、相手方職員が申立人の腕をねじり上げ、地面に1分間押さえつけた行為は、申立人に対する不当な有形力の行使であるから、かかる行為を繰り返さないよう、有形力の行使にあたっては、その必要性及び相当性について、慎重な考慮を行うよう、横浜刑務所に対し、勧告する。

勧告の理由

別紙調査報告書のとおり

2019年(救)第3号事件

A 申立事件

調査報告書

神奈川県弁護士会

会長 島崎友樹 殿

2023年12月18日

神奈川県弁護士会人権擁護委員会

委員長 櫻井みぎわ

第1 処遇意見

2019年1月9日、申立人が工場へ行くことを拒否し、房の扉を蹴ったのに対し、相手方職員が申立人の腕をねじり上げ、地面に1分間押さえつけた行為は、申立人に対する不当な有形力の行使であるから、かかる行為を繰り返さないよう、有形力の行使にあたっては、その必要性及び相当性について、慎重な考慮を行うよう、横浜刑務所に対し、勧告を行うのが相当である。

第2 申立の趣旨

2019年1月9日、申立人が工場へ行くことを拒否し、房の扉を蹴ったところ、職員から、後ろから腕を極められ、地面に押さえつけられる暴行を受けた。これは人権侵害である。

第3 相手方からの回答

当委員会からの照会に対し、相手方は、2019年12月3日付で回答書①を、2020年8月5日付で回答書②を、2021年6月22日付で回答書③を、それぞれ送付して回答した。

第4 認定した事実

2019年1月9日、相手方職員が、申立人に対し、相手方第1舎1階第116室前廊下において、工場に移動するよう指示したところ、申立人が同職員に対して、「行きません」等述べ、再度同職員が移動するよう指示すると、同室扉の方を申立人が向き、大声を出して右脚で扉を1回蹴りつけた(相手方回答書②③、申立人回答書)。なお、この時の申立人と同職員の距離は約1メートル程度であった(相手方回答書③)。

さらに、その後、身体の向きを同職員の方に向けた申立人が同職員をにらみつけながら、50センチメートル程度の距離に詰め寄った(相手方回答書②)。

これに対し、前記相手方職員は、申立人の左腕を肩甲骨に付けるようにねじり上げた上、他の職員が臨場するまでの間、申立人を地面に押しつけた(相手方回答書①、申立人回答書)。その継続時間は、同階にいた他の職員が非常通報し、応援職員が現場に駆け付けるまでの1分程度であった(申立人回答書、相手方回答書③)。そして、その後、申立人は保護室に2名の職員に両腕を抱えられて連れ出された(相手方回答書①)。

これにより、申立人は、居室の静穏を阻害したこと、職員に対して粗暴な言動をしたことを理由に、閉居15日の懲罰を受けた。(相手方回答書③)。

第5 判断

1 認定した事実によれば、相手方職員は、申立人が大声を出し、扉を蹴り、相手方職員の方へ詰め寄ったところ、申立人の左腕を背中側にねじり上げ、申立人を、他の職員が応援に来るまでの約1分間、地面にうつ伏せに押しつけて制圧している。

かかる行為は、形式的には同職員による申立人に対する暴行であるが、かかる有形力の行使が、正当防衛や、正当行為(法令による行為ないしは正当業務行為)として、正当化されうるか、以下検討する。

2 申立人は、大声を出し、扉を蹴り、相手方職員に詰め寄ったが、同職員が申立人の腕をねじり上げ、地面に押しつけた時点において、申立人は、もともとあった1メートルほどの

職員との距離を50センチメートル程度までに縮めたに過ぎず、さらに殴りかかろうとしたとかその氣勢を示したなどの事情は認められない。したがって、急迫不正の侵害はなく、同職員の行為は、正当防衛とは認められない。

3 では、相手方職員の行為は、刑務官として、正当行為(法令による行為ないし正当業務行為)と言えるか。

この点、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下、法という)77条1項は、「刑務官は、被収容者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、刑事施設の職員の職務の執行を妨げ、その他刑事施設の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その被収容者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる」と定めている。

しかしながら、刑務官は管理する側であり、受刑者は管理される側であって、その関係性は非対称的であってかつ圧倒的な力の差があり、行き過ぎた管理権の行使が行われる懸念は常にある。したがって、受刑者に対する有形力の行使は、謙抑的でなければならず、法77条1項にいう「合理的に必要と判断される限度」かどうか、あるいは「必要な措置」といえるかどうかは、厳格に判断されなければならず、刑務官の有形力の行使は、やむを得ない場合に限り、必要最小限度の範囲においてのみ許されると解するべきである。この点、法73条2項も「(刑事施設の規律及び秩序の適正維持という)目的を達するため執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない」と定めており、これは、規律及び秩序の適正維持のために執ることができる措置の限界について、比例原則の趣旨を明確に規定したものと解されている(「逐条解説刑事収容施設法第3版」310頁以下)。

そもそも、本件では、申立人は、大声を出し、扉を蹴って、相手方職員に詰め寄ってはいるが、さらに殴りかかろうとしていたとか、その氣勢を示したなどの事実はない。

また、申立人が何か危険な物を手にしているなどの事情もなく、素手であったし、本件事件を見かけた他の職員が居て、応援を依頼し、別の職員が駆けつけるまでわずか1分間であったということからしても、現場のすぐ近くに他の職員も居て、万一申立人が暴力を振るうような事態に至ったとしても刑務所側として対応できないなどの事情も認められない。

かかる状況であれば、相手方職員としては、仮に、申立人が、さらに何らかの行為におよび、他人に危害を加えようとしているとか、職員の職務の執行を妨害しようとしているとか、規律ないし秩序を害する行為に及ぼうとしているなどと思ったとしても、大声を出して、それ以上動かない(近づかない)ように指示する(法74条3項も、刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要がある場合に、まずは、職員は被収容者に対し「指示」することができる)と定めている。ちなみに、上記の「逐条解説刑事収容施設法第3版」322頁によれば、同条同項の「指示」の方法としては、通常、口頭により作為・不作為を命ずることとなろうが、その際、同行を促したり、引き留めるために手を添えるなどごく軽度の身体に対する有形力の行使も許されるが、法77条に規定される制止等の措置に至らない程度のものでなければならぬとされている。)、あるいは、他の職員の応援を依頼するなどして、対応すべきであったし、それで十分足りたはずである。

ちなみに、申立人は、本件より前に、暴力を振るったなどの理由で、懲罰を受けた経歴も認められない。

したがって、本件において、当該職員が行った有形力の行使は、やむを得なかったとはいえず、必要最小限度の範囲を超えている。

ゆえに、当該職員の行為は、正当行為(法令による行為ないし正当業務行為)として認めることはできない。

4 以上のとおり、相手方職員の行為は、正当防衛でもなく、正当行為(法令による行為ないし正当業務行為)でもなく、不当な有形力の行使であって、申立人の人権を侵害する。

刑務所における不当な公権力の行使は、なかなか表に出ることがなく、関係が固定しているため、被害が深刻化しやすいものである。

かかる事情に鑑み、このようなことが繰り返されることのないよう、今後有形力の行使にあたっては、その必要性・相当性について慎重な考慮をすることが必要であり、冒頭の処遇意見のとおり勧告するのが相当であると判断した。

以上